

令和元年5月31日

はり・きゅう、あんま・マッサージ
施 術 所 各 位

千葉市保健福祉局健康部健康保険課長

国民健康保険「療養費支給申請書」の提出に係る留意事項について

日頃より、千葉市国民健康保険事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、はり・きゅう、あんま・マッサージに係る療養費支給申請について、5月7日付け文書で、
6月施術分から申請書の提出先が千葉県国民健康保険団体連合会となることなどをお知らせした
ところですが、さらに、提出に係る留意事項等についてお知らせしますので、ご留意ください。

記

1 「療養費支給申請総括票」の提出について

支給申請書を提出するときは、「療養費支給申請総括票(Ⅰ)」及び「療養費支給申請総括票(Ⅱ)」
を添付してください。

また、保険者ごとに作成する総括表Ⅱ(様式第9号)については、千葉市国民健康保険分は、
区ごとに作成し、申請書も区ごとに取りまとめてください。なお、保険者名は下記のとおり記載
して下さい。

※総括票の様式は平成30年6月12日付け厚生労働省保険局長通知を参照ください。

(千葉市国民健康保険保険者名)

被保険者記号番号	保険者名	被保険者記号番号	保険者名
31-○○○○○○○○○	千葉市中央区	34-○○○○○○○○○	千葉市若葉区
32-○○○○○○○○○	千葉市花見川区	35-○○○○○○○○○	千葉市緑区
33-○○○○○○○○○	千葉市稲毛区	36-○○○○○○○○○	千葉市美浜区

2 受領委任に係る「登録記号番号」の記載について

「療養費支給申請書」、「療養費支給申請総括票」(Ⅰ)及び(Ⅱ)には、受領委任制度に係る
「登録記号番号」を必ず記載して下さい。同番号が記載されていない療養費支給申請書は、国
民健康保険団体連合会で受理されませんので、ご留意ください。

3 申請書の提出日等について

支給申請書は、国民健康保険団体連合会で毎月10日までに受付けたものを、その月の審査会
で審査します。その後、審査会の翌月に千葉市で審査結果を確認し、支給決定したあと、さらに
その翌月に療養費を送金します。

(例：6月施術分を7月1日から10日までの間に提出する場合)

申請書提出	審査会	千葉市(保険者)の支給決定	療養費送金
7月1日～10日	7月下旬	8月下旬	9月下旬

連絡先 健康保険課 TEL 043-245-5145